

教育基本法案 新旧对照表目次

○教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）	1
○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）	9
○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	10
○理科教育振興法（昭和二十八年法律第一百八十六号）	11
○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）	12
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）	13
○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	14
○独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）	15
○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）	16
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	17

○教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（参考）

改 正 案

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのつとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

現 行

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一 章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、

勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならぬ。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならぬ。

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の

(新設)

第三条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

(新設)

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

(第二章 教育の実施に関する基本)

(義務教育)

第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

(新設)

形成者として必要とされる基本的な資質を養うことの目的として行われるものとする。

3| 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4| 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(削除)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2| 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受けられる者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならぬ。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(第九条として条立て)

(新設)

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(新設)

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(新設)

い。

【再掲】第六条 (略)

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

(新設)

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 | 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 | 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と

地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(新設)

第八条(政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の政治的活動をしてはならない。

第九条(宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

- 2| 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、
教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3| 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実
情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4| 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、
必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

- 第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進
を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講
ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを
国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2| 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当
該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計
画を定めるよう努めなければならない。

- 第四章 法令の制定**
- 第十八条** この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制
定されなければならない。

第十一條（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要があ
る場合には、適当な法令が制定されなければならない。

(新設)
(新設)

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（附則第二項第一号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
（この法律の目的） <p>第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第 <u>号</u>）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。</p>	（この法律の目的） <p>第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。</p>

○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

（附則第二項第一号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、<u>教育基本法（平成十八年法律第号）</u>の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、<u>教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）</u>の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。</p>

○理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）

（附則第二項第三号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基盤として特に重要な使命を有することにかんがみ、<u>教育基本法（平成十八年法律第号）</u>及び<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>の精神につとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献しうる有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基盤として特に重要な使命を有することにかんがみ、<u>教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）</u>及び<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>の精神につとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献しうる有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。</p>

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）

（附則第二項第四号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、<u>教育基本法（平成十八年法律第 号）</u>の精神にのつとり、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、<u>教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）</u>の精神にのつとり、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。</p>

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

（附則第二項第五号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
（この法律の目的） <p>第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第 <u> </u>号）の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。</p>	（この法律の目的） <p>第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。</p>

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（附則第二項第六号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

	改 正 案	
	（他の法令の準用）	
第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第 号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。	第三十七条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。	現 行

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）

（附則第二項第七号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

	改 正 案	（他の法令の準用）
第十六条 教育基本法（平成十八年法律第 号）その他政令で定め る法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして 、これらの法令を準用する。		（他の法令の準用）
	現 行	第十六条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）その他政令で定 める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなし て、これらの法令を準用する。

○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）

（附則第三項第一号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

改 正 案	現 行
<p>（放送大学学園が設置する学校についての教育基本法の準用）</p> <p>第十八条 教育基本法（平成十八年法律第　　号）第十五条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用する。</p>	<p>（放送大学学園が設置する学校についての教育基本法の準用）</p> <p>第十八条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用する。</p>

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（附則第三項第二号関係）

（傍線の部分は変更箇所）

	改 正 案	
16 （略）	（私立学校法の特例） 第二十条（略）	現 行
17 教育基本法（平成十八年法律第 号）第十五条第二項の規定は 、公私協力学校について準用する。	（私立学校法の特例） 第二十条（略）	